

特定非営利活動法人長野県NPOセンター  
役員報酬に関する規程

(目的)

第 1 条 この規程は特定非営利活動法人長野県NPOセンター定款第 17 条に定める役員報酬、その他報酬に関する必要事項を定めることを目的とする。

(兼務)

第 2 条 役員は職員を兼務することができる。

2. 事務局長、また、これを補佐する事務局次長、その他事務局機能に準ずる機関を統括する長及びこれを補佐する役付職員に対して役付手当を支払うことができる。
3. 手当の額は賃金規程による。

(支払額の決定)

第 3 条 日給月給及び時間給に関する事項については理事会が承認する。

2. 毎事業年度の役員報酬の額及び職員の基本給（月額）は、通常総会直前の理事会にて承認し、通常総会に報告する。

(支払期日・支払方法)

第 4 条 役員報酬の支払い時期・支払方法については賃金規程に準ずる。

2. 支払時期と支払方法の決定及び変更する場合は、理事会が承認する。

附則

1. この規程は、平成 25 年 12 月 21 日から適用する。
2. この規程は、令和 7 年 4 月 7 日から適用する。